

「日本スポーツマスターズ2025愛媛大会
開会式（前夜祭）催行業務」
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

日本スポーツマスターズ2025愛媛大会実行委員会事務局

この要領は、「日本スポーツマスターズ2025愛媛大会開会式（前夜祭）催行業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 委託業務の概要

- 1 名称
日本スポーツマスターズ2025愛媛大会開会式（前夜祭）催行業務
- 2 業務内容
日本スポーツマスターズ2025愛媛大会開会式（前夜祭）催行業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。
- 3 契約期間
契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- 4 委託費の上限
4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第2 公募型プロポーザルへの参加資格

本業務に係る本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）参加者は、次の要件を満たす者とする。

- 1 愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿（令和5～7年度）に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- 2 愛媛県内に本店または支店（営業所を含む。）を有する法人であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- 6 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

第3 プロポーザル実施に係るスケジュール

- 1 募 集 開 始：令和7年6月4日（水）
- 2 質 問 書 提 出 期 限：令和7年6月11日（水）午後4時（必着）

- 3 質 問 回 答：令和7年6月13日（金）
- 4 参加申込書の提出期限：令和7年6月17日（火）午後4時（必着）
- 5 参加資格の確認結果の通知：令和7年6月19日（木）
- 6 企画提案書の提出期限：令和7年6月30日（月）午後4時（必着）
- 7 審査委員会開催（予定）：令和7年7月2日（水）
- 8 審査結果通知（予定）：令和7年7月4日（金）
- 9 履 行 期 限：令和7年10月31日（金）

第4 プロポーザルの手続き

1 担当窓口

(1) 担当窓口

日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会実行委員会事務局

担当：古川・田中

(愛媛県観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課スポーツマスターズ大会推進室内)

(2) 住所

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(3) 電話番号

089-968-2417

(4) F A X 番号

089-947-5721

(5) メールアドレス

sportsmasters@pref.ehime.lg.jp

※電話等による問い合わせは、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

2 質問及び回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、次のとおり受け付ける。簡易なものについては電話連絡にて対応する。

(1) 提出期限

令和7年6月11日（水）午後4時必着

(2) 提出場所

上記1の窓口

(3) 提出方法

質問書（様式1）を電子メールにより送付

【送付先アドレス】sportsmasters@pref.ehime.lg.jp

※件名を「日本スポーツマスターズ2025愛媛大会開会式（前夜祭）催行業務に関する質問（事業者名）」とし、送信後、上記1の担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問及び回答事項を取りまとめの上、愛媛県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答し、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、受付期間外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため、いかなる理由があっても回答しない。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(5) 掲載期日

令和7年6月13日（金）

3 参加申込みの受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申請書関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月17日（火）午後4時（必着）

(2) 提出場所

上記1の窓口

(3) 提出物

(ア) 参加申込書（様式2）

(イ) 会社概要（様式3）

(ウ) 参加資格誓約書（様式4）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留）とする。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後に参加辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

4 参加資格の確認

参加申込書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。

ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(1) 結果通知日

令和7年6月19日（木）

(2) 通知方法

参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

5 企画提案書の提出について

企画提案書は、仕様書及び別添「企画提案書作成要領」を熟読の上作成し、次の点に留意すること。

- (1) 企画提案書は、1 者 1 案のみとする。
- (2) 第 1 の 4 の委託契約金額の上限を超えたものは、審査の対象とはならない。

6 企画提案書の提出

企画提案書は、次のとおり提出すること。

- (1) 受付期間
令和 7 年 6 月 19 日（木）～ 6 月 30 日（月）午後 4 時（必着）
- (2) 提出場所
上記 1 の担当窓口
- (3) 提出物
別紙 1 「提案書提出書類一式」のとおりとする。
- (4) 提出部数
7 部
正本 1 部：企業名、代表者印のあるもの。
副本 6 部：副本には提案者が特定できるもの（企業名、代表者名、社章等）
を一切記載しないこと。
- (5) 提出方法
持参又は郵送（書留）とする。
なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合
は、期間内の提出がなかったものとみなす。

7 企画提案書の取扱い

- (1) 提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。
- (2) 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。
- (3) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提案を取り下げの場合は、取下げ願い（様式 5）を提出すること。なお、提出期限後から業務予定者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下げ願いを提出するものとする。また、取下げ願いの提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- (2) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (3) その他、企画提案に関する条件に違反した提案

第 5 業務予定者の選定

1 業務予定者の選定方法

- (1) 別添「日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会開会式（前夜祭）催行業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
- (2) 審査は、別途設置する選定委員会において行う。
- (3) 審査は、プレゼンテーション及び書面による審査とする。
- (4) 提案者が 1 者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の 6 割以上である場合に業務予定者として選定する。審査得点が 6 割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
- (5) 審査結果によっては、いずれの参加者も業務予定者に選定しないことがある。

2 プロポーザル審査会

- (1) 日時（予定）
令和 7 年 7 月 2 日（水）
- (2) 場所
愛媛県美術館講堂
- (3) 実施方法
 - ア プレゼンテーションは 10 分を目安とする。
 - イ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑に応答すること。
 - ウ その他、詳細は別途参加者に通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、上記第 4 の 3 の参加申込みの受付順とする。
- (4) 注意事項
 - ア 説明は受付期間内に提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を審査会当日までに 7 部提出すること。
 - イ パソコン等を使用する場合は参加者が用意すること。プロジェクターは、委託者が用意する。
 - ウ 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。
 - (ア) 期間
プロポーザル審査会の前日まで
 - (イ) 方法
参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
 - エ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。
 - オ 審査会は非公開とする。

3 審査結果等

審査結果は、審査後速やかに参加者あてに通知するとともに、参加者数、業務予定者の名称等をホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

第6 契約

1 契約締結の協議

上記第5により選定された業務予定者と契約締結の協議を行う。

2 協議内容

提出された企画提案書を参考に協議を行う。協議では、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また、協議後の企画提案書は、契約時の仕様書の一部として取り扱う場合がある。

なお、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結するものとする。

3 契約の締結

別に定める契約書のほか、仕様書の内容に準じることとする。

第7 公正な企画提案の確保

1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

3 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

4 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第8 個人情報の取扱い

受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする

第9 その他

1 提出された参加申込書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。

2 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

3 プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

4 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。

5 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象

となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。

- 6 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- 7 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。